

令和4年 スチュワードシップ活動の報告

目次

1. はじめに	:	2
2. スチュワードシップに関する取組	:	6
3. 運用受託機関における具体的な取組事例	:	14
4. 議決権行使状況	:	16
5. 今後の取組方針	:	19
(参考) 議決権行使状況について		

1. はじめに

■当会のスチュワードシップ活動の概要について

〈当会の活動の概要〉

- 当会は、平成26年5月に日本版スチュワードシップ・コード（以下、SSコード）を受入れ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を公表しました。その後、金融庁がSSコードを改訂したことを受け、平成29年11月及び令和2年9月に同方針を改訂し、公表しました。

当会では、運用受託機関を通じて企業へ投資する形態をとっています。このため、運用受託機関が、中長期的な視点に立った建設的な対話（エンゲージメント）、議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促すことにより、最終受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図っています。

当会は、企業との対話の相手方である運用受託機関に対して、モニタリングを行いスチュワードシップ責任を果たしています。このような考え方を踏まえ、従来より、アセット・オーナーとしてスチュワードシップ責任を果たすため、運用受託機関に対し、スチュワードシップの取組状況について、毎年、報告を求め、ミーティング等を行ってきました。

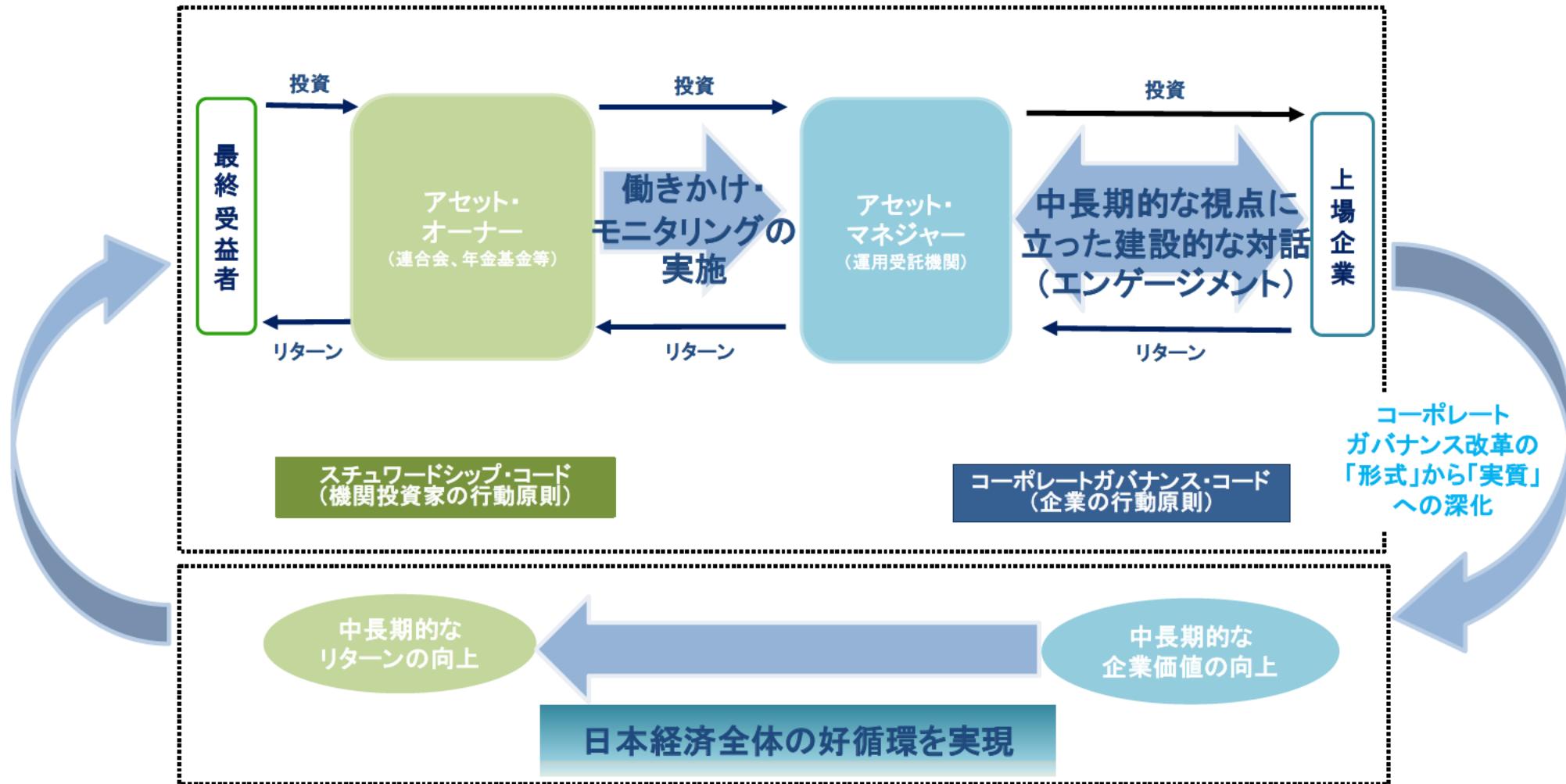
- 本年も、SSコード等の趣旨を踏まえて、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へ深化させる目線で、運用受託機関23社38ファンド（国内株式15ファンド、外国株式14ファンド、外国債券9ファンド）を対象にミーティング等を実施し、各社の具体的な活動状況を確認しました。

〈本報告書の目的〉

- 本報告書ではSSコード等の趣旨を踏まえ、当会のスチュワードシップに関する取組を報告するとともに、各社の自己評価で好事例と判断された取組（対話事例、議決権行使事例など）をSSコードの各原則の実施状況に沿って紹介しています。これにより、例えば、好事例を参考として運用受託機関による取組に工夫を凝らすなど、スチュワードシップ活動の推進の一助となればと考えています。

1. はじめに

■スチュワードシップ活動のイメージ図



(注) 第1回スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会資料（金融庁）を基に作成

1. はじめに

■スチュワードシップ・コード（機関投資家の行動原則）

- 原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
- 原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
- 原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
- 原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

1. はじめに

■当会のスチュワードシップ活動に関するこれまでの取組について

年月	内容
平成17年6月	議決権行使ガイドラインを制定
平成20年9月	「株主議決権行使状況」を公表開始
平成25年9月	特定注視企業※に関わる「株主議決権行使状況」を公表開始
平成26年5月	「『日本版スチュワードシップ・コード』の受入れについて」を公表
平成26年9月	「株主議決権行使状況」の内容を「スチュワードシップ活動の状況等について」 (現「スチュワードシップ活動の報告」)へ統合して公表開始 外国株式に関わる「株主議決権行使状況」を公表開始
平成27年10月	「管理運用の方針」に日本版スチュワードシップ・コードに関する事項を明記
平成28年9月	運用受託機関とのスチュワードシップ活動に関するミーティングを開始(以降、年次で実施)
平成29年2月	運用受託機関の総合評価にスチュワードシップの活動状況を追加
平成29年4月	GPIFが主催する「企業・アセットオーナーフォーラム」へ出席
平成29年11月	「『改訂日本版スチュワードシップ・コード』の受入れについて」を公表 国内株式の全運用受託機関から実効性のあるスチュワードシップ活動を行う旨の確約書を受領
令和2年9月	「『日本版スチュワードシップ・コード再改訂』の受入れについて」を公表
令和3年5月	「TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同について」を公表

※不祥事報道や業績不振を原因として、運用受託機関が注視している企業

2. スチュワードシップに関する取組

■運用受託機関の取組の概要について

質問表の送付やミーティングを通じ、各運用受託機関の取組状況について、以下の通り、確認しました。

〈取組の概要〉

- 各社とも創意工夫（例えば、エンゲージメントの高度化）を凝らしていました。また、エンゲージメントは一朝一夕に効果が発現するものではなく、その効果の発現まである程度の期間を要する中、地道に活動を行っている運用受託機関が大宗でした。
- 各社とも、ESGの要素を考慮し、サステナビリティを意識した取組を実施していることを確認できました。
- 一方で、各社の取組（例えば、エンゲージメント事例の紹介、進捗度の見える化、議決権行使の具体的な理由の公表）や、自己評価を含めた情報提供等（例えば、スチュワードシップ活動報告の記載内容）については運用受託機関ごとに差が見られます。
- 各運用受託機関を取り巻く環境が異なることから、画一的なことはいえませんが、運用受託機関と投資先企業との建設的な対話などの取組を通じて、企業価値向上や持続的成長を促し、最終受益者の中長期的な投資リターンの向上が得られるよう、引き続き、取組が進められることを期待しています。

2. スチュワードシップに関する取組

■当会の運用受託機関の自己評価に基づく好事例の紹介

【原則1. 明確な方針の策定と公表】

- スチュワードシップ活動の目的について、大部分の運用受託機関は、企業価値の向上や、持続可能な成長のためとしている。具体的には個々の企業の実情に応じ、利益成長、資本コスト抑制、ESGによる事業リスク抑制などの経営戦略や、取締役会の機能強化など、目的を明確にしてウェブサイト等で公表している事例

【原則2. 利益相反に関する方針の策定と公表】

- スチュワードシップ活動部門担当役員が、他の部門の執行権限から独立して、議決権行使に関する全ての権限を専属的に有する体制とすることで、議決権行使に関して生じ得る利益相反を排除している事例
- 社外有識者が過半を占める第三者委員会を設置し、定性判断等が含まれる議案を審議する体制とすることで、グループ会社やその主要顧客等（融資先上場企業等）に対する議決権行使等で利益相反が発生しないか牽制しており、その取組をウェブサイト等で公表している事例

【原則3. 及び4. 投資先企業との対話とモニタリング】

〈エンゲージメント対象企業の選定、対話内容〉

- 運用受託機関として取組むべきグローバル環境・社会課題として特定した9つの重要課題や、「気候変動」「生物多様性と環境破壊」「人権と健康・ウェルビーイング」の3つのフォーカスエリアの課題解決に向けたエンゲージメント活動を実施している事例

2. スチュワードシップに関する取組

■当会の運用受託機関の自己評価に基づく好事例の紹介

【原則3. 及び4. 投資先企業との対話とモニタリング】

〈パッシブ運用〉

- パッシブ運用では投資先企業と方針不一致となった場合でも売却を行わないケースが多くあることから、重要な持続可能性に関する議題に対する見解について、エンゲージメント、議決権行使及びソートリーダーシップ（先駆的思考）の開示を通じて、企業とのコミュニケーションや市場参加者への啓蒙を図っている事例
- パッシブ運用は構成銘柄を保有し続けるという特性があり、構成銘柄の全般的な企業価値向上がパフォーマンスに寄与すると考えており、企業規模や市場への影響度、改善期待の高さ等を勘案して指標に与える効果が期待できる企業に対し、より積極的に対話をしている事例

〈アクティブ運用〉

- 投資先企業と株主提案者（職場のセクシャルハラスメント対策の有効性に関する報告書を要求）との対話内容、当該株主提案に対する取締役会の考え方、そして、当該株主提案者が挙げた懸念事項への対応はどの程度進んでいるかについて時間をかけて投資先企業と意見交換を行い、運用受託機関のスチュワードシップ・チームと運用チームのメンバーで検討を重ねた結果、当該株主提案に対し、賛成票を投じた事例
- その他、後述の“運用受託機関における具体的な取組事例”（14～15頁）を参照

2. スチュワードシップに関する取組

■当会の運用受託機関の自己評価に基づく好事例の紹介

【原則3. 及び4. 投資先企業との対話とモニタリング】

〈キーパーソンとのエンゲージメントを実施するための工夫など〉

- 社外取締役との対話は、客観的な立場から取締役会の実効性や社内の雰囲気・慣習等をアナリストが把握する上で非常に有用であり、また、少数株主の代表としての立場として投資家の考えを取締役会に伝える上で効果的な取組であるという考え方の下、社外取締役との対話を積極的に実施している事例

〈運用受託機関内の意識の変化・浸透、態勢変化〉

- ESGに知見のあるスチュワードシップ活動部署と、産業企業分析に知見のあるアナリスト部署が協働し、ESG視点と事業視点を融合したエンゲージメントを行っている事例
- エンゲージメント活動の効果を高めるために、協働エンゲージメントを有効活用している事例
- AIを活用し統合報告書の評価を行い、投資先企業に対してフィードバックを行うことで統合報告書の記載内容の充実を求めるエンゲージメントを行っている事例

2. スチュワードシップに関する取組

■当会の運用受託機関の自己評価に基づく好事例の紹介

【原則3. 及び4. 投資先企業との対話とモニタリング】

〈外国債券エンゲージメント〉

- エンゲージメントに関する活動記録を独自の記録管理システムで集中管理し、アセットクラスや職務に関わらず参照可能とすることで、株式チームと債券チーム間等で情報共有を図っている事例
- 発行体に対し、ベンダーのESGスコア（債券）を示し、例えば、ESG指数の構成銘柄への昇格に向けて、ESG関連の取組の改善について対話をを行うことを通じて、長期的な視点でのパフォーマンス向上に取組んでいる事例

【原則5. 議決権行使と結果の開示】

〈議決権行使〉

- 可能な限り株主議決権行使する方針を掲げており、ESGコミッティーによるガイドライン策定及び助言機関の活用のほか、コーポレートガバナンス部門では、株主総会での議案を検討し、ポートフォリオ・マネジャー等に対して担当ポートフォリオの行使判断について企業ごとに推奨するなど、多層的な体制を構築している事例
- 議決権行使に係る判断にあたっては、議決権行使に関するガイドラインに照らして、運用受託機関の利益もしくは顧客以外の第三者の利益を図る目的から判断を歪めることがないよう、議決権行使業務の専担部門（インベストメント・スチュワードシップ部）を設置し、また、独立した会議体（インベストメント・スチュワードシップ委員会）による議決権行使の監督を通して、株主全体の利益の増大に貢献することを目指している事例

2. スチュワードシップに関する取組

■当会の運用受託機関の自己評価に基づく好事例の紹介

【原則5. 議決権行使と結果の開示】

〈議決権行使・議決権行使助言会社の活用状況〉

- 取引先やグループ会社への議決権行使など、利益相反管理の一環で活用している運用受託機関が大宗
- 助言会社の助言内容が、自社のガイドラインに基づく判断内容となっているか、招集通知等を基に担当部署で妥当性を検証しており、その結果を自社の議決権行使諮問会議及び責任投資委員会に報告している事例

〈議決権行使結果の個別開示〉

- 全ての運用受託機関が個別の議決権行使結果を公表。例えば、議決権行使の結果にとどまらず、議決権行使に係る賛否理由を公表している事例

【原則6. 顧客・受益者への報告】

〈スチュワードシップ活動報告の公表〉

- 全ての運用受託機関がスチュワードシップ活動報告を公表。例えば、対話テーマや結果を含む事例等を詳細にスチュワードシップ活動報告（レポート）等で公表している事例や、統合報告書の充実を求めるエンゲージメントにおいて、AI評価の高かった統合報告書等の好事例を紹介することで、より良い統合報告書の作成を促している事例
- 第三者委員会（スチュワードシップ活動を監督するために社内に設置）における主な討議項目を開示している事例や、利益相反管理などについて具体的に審議した議事録を公開している事例

2. スチュワードシップに関する取組

■当会の運用受託機関の自己評価に基づく好事例の紹介

【原則7. 実効的な活動のための組織体制の構築や人材育成】

〈組織体制〉

- ESG課題とその解決方法は資本市場にあるのではなく、社会・経済システムの中にあるとの認識の下、NGO、市民団体、政策当局、労働組合、海外投資家等と定期的にダイアログを開催し、それらについて情報収集している事例

〈人材育成〉

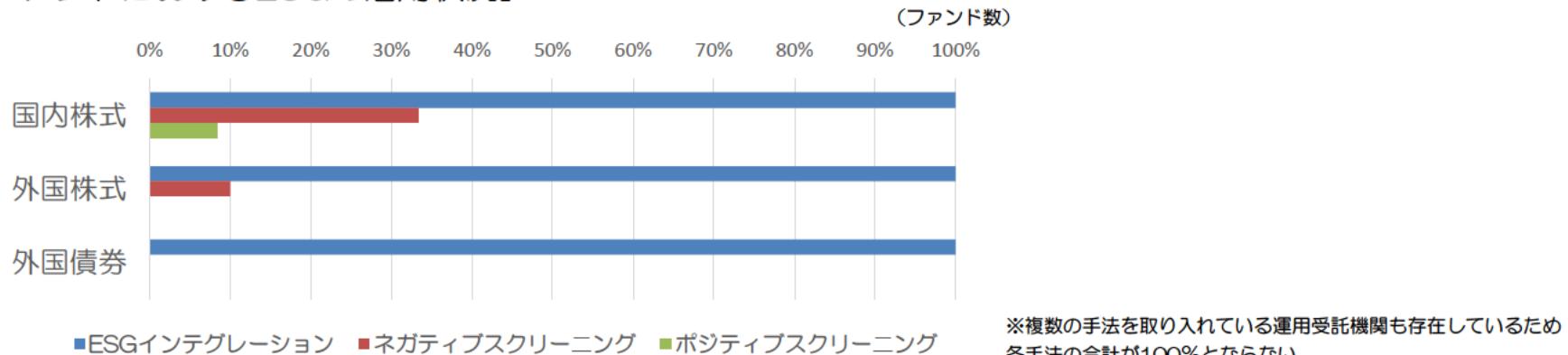
- 企業名・銘柄コード、日時、対話の方法、対話の相手・役職、対話内容の分類、対話企業の課題、対話目標、企業との対話内容、対話の達成状況、今後の対応方針等を「スチュワードシップ活動報告」に記録し、当該報告に記載した対話事例や課題改善事例を運用グループ内の会議で蓄積・共有することを通じて、メンバーの対話スキルを向上させている事例
- 企業と対話を行うアナリストの実力向上のために、定期的にアナリスト研修・スキル強化研修を行っている。当該研修では、企業の持続的成長にかかるESGも研修科目の一つであることから、適宜、様々なESGに関する環境変化やイニシアチブの進展、運用受託機関の戦略などについてトレーニングを実施している事例

2. スチュワードシップに関する取組（ESG関連）

■当会のESGに関する取組について

- 運用受託機関に対し、ファンドマネジメントにおけるESG活用有無とその方法、活用効果についてのアンケートを実施しました。
- アクティブラボラトリーの全てが銘柄選定等にESG評価を取り入れており、エンゲージメント・議決権行使のほか、投資判断に財務情報だけではなくESG情報も取り入れる「ESGインテグレーション」や、特定のESG基準を満たさない企業やセクターを投資対象から除外する「ネガティブスクリーニング」、ESGの観点から評価の高い企業やセクターを投資対象とする「ポジティブスクリーニング」といった手法を活用しています。
- また、ESG評価をリスク管理の観点から組み入れている社が確認されました。
- 当会は公的年金のアセットオーナーとしての受託者責任とESGへの取組を推進する重要性を認識しており、引き続き、ESG要素を考慮した対話・投資を推進していきます。
- 令和2年9月のSSコード再改訂の受入れに基づき、外国株式及び外国債券のESG活用状況もモニタリングしております。

【当会のファンドにおけるESGの活用状況】



3. 運用受託機関における具体的な取組事例

■運用受託機関の自己評価におけるESGに関する「建設的な対話」の好事例

事例1

環境（E）

気候変動問題への取組について

対話の概要

EV関連製品を主力事業としている投資先企業の開示の取組が不十分であり、市場からのESG評価が芳しくなかったため、TCFDの賛同と同フレームワークを通じた機会・リスクの開示により、事業と気候変動の関連性を明確化することの重要性を伝える対話を行った。

対話の結果等

投資先企業はサステナビリティ推進委員会を設置し、TCFDの賛同も検討。これらの取組により、外部ESG評価機関の同社に対する格上げにつながった。

事例2

社会（S）

ダイバーシティ&インクルージョン

対話の概要

ESGに関する情報開示が気候変動に偏重し、ジェンダーの多様性向上の取組が遅れていたため、運用受託機関からその旨を指摘し、他社事例を紹介しつつ継続的に働きかけるとともに、投資先企業と検討状況について対話を行った。

対話の結果等

管理職における女性比率について中期的な目標が開示された。今後は達成状況をフォローするとともに、長期的な目標設定の可能性を探っていく。

3. 運用受託機関における具体的な取組事例

■運用受託機関の自己評価におけるESGに関する「建設的な対話」の好事例

事例3

ガバナンス（G）
取締役会の構成

対話の概要

投資先企業では指名・報酬委員会の開催回数が少ない上、在任期間の長い社外取締役が委員に就任していないことから、指名・報酬を通じた監督機能が脆弱と判断し、エンゲージメントを行った。運用受託機関からコーポレートガバナンスの現状や考え方について質問したところ、当該企業には監督と執行の分離に対する理解が不十分、社外取締役に求める機能が（監督ではなく）助言に偏重といった課題が認められた。運用受託機関からその旨を指摘し、まずは社外取締役全員が指名・報酬委員会の委員に就任した上で議長を社内取締役から社外取締役とするよう働きかけた。



対話の結果等

投資先企業の対応は想定外に早く、直後の取締役会での審議を経て、速やかに社外取締役全員を指名・報酬委員会の委員とともに、同委員会の議長についても社外取締役とする変更を公示した。運用受託機関からは、早期の対応を支持する旨を伝えるとともに、在任期間の長い社外取締役の後継者計画を働きかけていく。

事例4

ガバナンス（G）
防衛買収策

対話の概要

ボードメンバーが変更されたことに伴い、社外取締役全員に対して、運用受託機関のアナリストによる説明会を実施。株主総会における同社のマネージメントの賛成率が低位であるのは、買収防衛策が影響していると伝え、中長期的な経営のリスクを排除するために、買収防衛策の廃止等について議論。



対話の結果等

数度にわたりエンゲージメントを継続。その後買収防衛策の廃止が公表された。投資先企業を熟知している「アナリスト・ファンドマネージャー」と、全投資先企業を網羅的に把握している「ESG推進室」が、各々の専門性を発揮し、相互に連携しながら対話を継続し、ボードメンバー変更という機を捉えた適切な相手との対話が有効であったと評価。

4. 議決権行使状況

■令和4年4月から同年6月の国内株式における議決権行使の状況は、以下の通りでした。

会社提案59, 373議案中、反対行使は7, 083議案（割合は11. 9%）でした。このうち「社外取締役の選任に関する議案」は、17, 559議案中、反対行使は2, 347議案（13. 4%）でした。

(単位:件数)

議案		取締役会・取締役に関する議案		監査役会・監査役に関する議案		役員報酬等に関する議案				剩余金の処分に関する議案		資本構造に関する議案					その他議案			合計		
		取締役の選任(*)	うち社外取締役	監査役の選任(*)	うち社外監査役	役員報酬	役員賞与の支給	退任役員の退職慰労金の贈呈	ストックオプション	剩余金の処分	うち資本準備金等の減少	買収防衛策	減資・増資(第三者割当以外)	増資(第三者割当)	自己株式取得	その他	事業内容の変更等に関する議案	定款変更に関する議案	取締役会の構成等	その他の議案		
総計		44,088	17,610	3,442	2,367	1,709	292	241	204	3,651	46	157	26	12	51	26	77	6,094	21	134	60,225	42
会社提案	計	43,965	17,559	3,415	2,352	1,684	292	241	204	3,590	46	157	26	12	1	22	77	5,542	17	128	59,373	0
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	
	賛成	38,014	15,212	3,003	1,958	1,620	222	19	171	3,465	46	7	26	6	1	19	75	5,501	17	123	52,289	0
	(86.5%)	(86.6%)	(87.9%)	(83.2%)	(96.2%)	(76.0%)	(7.9%)	(83.8%)	(96.5%)	(100.0%)	(4.5%)	(100.0%)	(50.0%)	(100.0%)	(86.4%)	(97.4%)	(99.3%)	(100.0%)	(96.1%)	(88.1%)	(0.0%)	
	反対	5,950	2,347	412	394	64	70	222	33	125	0	150	0	6	0	3	2	41	0	5	7,083	0
	(13.5%)	(13.4%)	(12.1%)	(16.8%)	(3.8%)	(24.0%)	(92.1%)	(16.2%)	(3.5%)	(0.0%)	(95.5%)	(0.0%)	(50.0%)	(0.0%)	(13.6%)	(2.6%)	(0.7%)	(0.0%)	(3.9%)	(11.9%)	(0.0%)	
株主提案	白紙委任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
	棄権	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
	計	123	51	27	15	25	0	0	0	61	0	0	0	0	50	4	0	552	4	6	852	42
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	
株主提案	賛成	1	0	5	5	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	0	0	29	0	0	49	8
	(0.8%)	(0.0%)	(18.5%)	(33.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(11.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(14.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.8%)	(19.0%)
	反対	122	51	22	10	25	0	0	0	54	0	0	0	0	43	4	0	523	4	6	803	34
	(99.2%)	(100.0%)	(81.5%)	(66.7%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(88.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(86.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(94.7%)	(100.0%)	(100.0%)	(94.2%)	(81.0%)
	白紙委任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
	棄権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	

(注1) 取締役・監査役の選任については、1候補者につき1議案としています。

4. 議決権行使状況

- 当会では特定注視企業（注）に対する議決権行使の状況（会社提案）について運用受託機関に報告を求め、集計しております。
- 令和4年4月から同年6月の国内株式における特定注視企業に対する議決権行使の状況は、以下の通りでした。
会社提案4,340議案中、反対行使は1,485議案（34.2%）でした。このうち「社外取締役の選任に関する議案」は1,311議案中、反対行使は443議案（33.8%）となっており、前頁の国内株式における議決権行使の状況と比較して、特定注視企業における反対率は高い結果となりました。

(注)特定注視企業とは、各運用受託機関が、業績不振、不祥事発生、その他コーポレート・ガバナンス上疑念がある等の理由から、特に注視した企業のことです。

(単位:件数)

議案	取締役会・取締役に関する議案		監査役会・監査役に関する議案		役員報酬等に関する議案				剩余金の処分に関する議案		資本構造に関する議案					その他議案			合計	うち、気候 関連に関する 議案	
	取締役の選任(*)	うち 社外取締役	監査役の選任(*)	うち 社外監査役	役員報酬	役員賞与の支給	退任役員の退職慰労金の贈呈	ストックオプション	剩余金の処分	うち 資本準備金等の減少	買収防衛策	減資・増資(第三者割当以外)	増資(第三者割当)	自己株式取得	その他	事業内容の変更等に関する議案	定款変更に関する議案	取締役会の構成等	その他の議案		
計	3,227	1,311	241	160	85	17	13	18	251	10	14	7	4	3	3	443	0	11	4,340	6	
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	
賛成	1,958	868	191	112	74	5	0	14	179	10	0	7	4	0	2	3	407	0	10	2,854	3
	(60.7%)	(66.2%)	(79.3%)	(70.0%)	(87.1%)	(29.4%)	(0.0%)	(77.8%)	(71.3%)	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(66.7%)	(100.0%)	(91.9%)	(0.0%)	(90.9%)	(65.8%)	(50.0%)
反対	1,268	443	50	48	11	12	13	4	72	0	14	0	0	3	1	0	36	0	1	1,485	3
	(39.3%)	(33.8%)	(20.7%)	(30.0%)	(12.9%)	(70.6%)	(100.0%)	(22.2%)	(28.7%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(33.3%)	(0.0%)	(8.1%)	(0.0%)	(9.1%)	(34.2%)	(50.0%)
白紙委任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
棄権	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)

(注1) 取締役・監査役の選任については、1候補者につき1議案としています。

4. 議決権行使状況

外国株式：令和4年4月から同年6月における株主議決権行使の状況は、以下の通りでした。

会社提案の議案中、定款変更に関する議案の反対率が高い傾向でした。

(単位:件数)

議案		取締役会・取締役に関する議案	監査役会・監査役に関する議案	役員報酬等に関する議案				剩余金の処分に関する議案		資本構造に関する議案					その他議案			合計	うち、気候関連に関する議案	
		取締役の選任(*)	監査役の選任(*)	役員報酬	役員賞与の支給	退任役員の退職慰労金の贈呈	ストックオプション	剩余金の処分	うち資本準備金等の減少	買収防衛策	減資・増資(第三者割当以外)	増資(第三者割当)	自己株式取得	その他	事業内容の変更等に関する議案	定款変更に関する議案	取締役会の構成等	その他の議案		
総計		28,260	2,866	5,719	14	2	1,099	2,426	43	225	1,985	307	1,488	344	2,032	2,792	515	16,927	67,001	295
会社提案	計	27,759	2,642	5,623	13	0	1,093	2,416	43	203	1,985	307	1,488	332	1,979	2,454	376	15,379	64,049	80
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	賛成	25,851	2,506	4,988	13	0	795	2,410	43	191	1,490	225	1,464	224	1,564	1,545	341	13,958	57,565	76
		(93.1%)	(94.9%)	(88.7%)	(100.0%)	(0.0%)	(72.7%)	(99.8%)	(100.0%)	(94.1%)	(75.1%)	(73.3%)	(98.4%)	(67.5%)	(79.0%)	(63.0%)	(90.7%)	(90.8%)	(89.9%)	(95.0%)
	反対	1,664	114	610	0	0	298	4	0	12	495	82	23	108	415	899	33	1,380	6,137	3
		(6.0%)	(4.3%)	(10.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(27.3%)	(0.2%)	(0.0%)	(5.9%)	(24.9%)	(26.7%)	(1.5%)	(32.5%)	(21.0%)	(36.6%)	(8.8%)	(9.0%)	(9.6%)	(3.8%)
	白紙委任	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
	棄権	241	22	25	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	10	2	41	344	1
		(0.9%)	(0.8%)	(0.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.4%)	(0.5%)	(0.3%)	(0.5%)	(1.3%)
株主提案	計	501	224	96	1	2	6	10	0	22	0	0	0	12	53	338	139	1,548	2,952	215
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	賛成	451	212	37	1	2	6	4	0	12	0	0	0	12	52	213	67	673	1,742	81
		(90.0%)	(94.6%)	(38.5%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(40.0%)	(0.0%)	(54.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(98.1%)	(63.0%)	(48.2%)	(43.5%)	(59.0%)	(37.7%)
	反対	48	12	59	0	0	0	6	0	10	0	0	0	0	1	125	72	871	1,204	132
		(9.6%)	(5.4%)	(61.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(60.0%)	(0.0%)	(45.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.9%)	(37.0%)	(51.8%)	(56.3%)	(40.8%)	(61.4%)
	白紙委任	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		(0.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.0%)
	棄権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2
		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.1%)	(0.9%)

(注1) 取締役・監査役の選任については、1候補者につき1議案としています。

5. 今後の取組方針

(1) 実効的なモニタリングプロセスの高度化

運用受託機関による一層の取組促進を念頭に置き、引き続き、運用受託機関との対話を通じて「形式」ではなく、「実質」を重視したモニタリングの実施に努めていきます。

また、株式以外の資産クラスにおけるスチュワードシップ活動についても引き続き着目していきます。

(2) 他の公的年金等との協力・連携

スチュワードシップ活動全般の実効性、効率性の向上を図る上で、他の公的年金等とも必要に応じて意見交換などの取組を検討していきます。

(3) ESG 要素を考慮した対話・投資の推進

投資先及び市場全体の持続的成長が運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、ESG要素を考慮した対話・投資を推進していきます。

(参考) 議決権行使状況について

■議決権行使結果（国内株式）の個別開示公表先アドレス

運用受託機関名	公表先アドレス
朝日ライフアセットマネジメント	http://www.alamco.co.jp/company/votingright/_index.html
アセットマネジメントOne	http://www.am-one.co.jp/company/voting/
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	https://www.gsam.com/content/gsam/jpn/ia/gsitm/about-gsam/stewardship-code.html
シュローダー・インベストメント・マネジメント	https://www.schroders.com/ja-jp/jp/asset-management/about-schroders/proxy-voting/
ティー・ロウ・プライス・ジャパン	https://www.troweprice.com/financial-intermediary/jp/ja/about/news/2021/proxyvoting.html
日興アセットマネジメント	http://www.nikkoam.com/about/vote/list
ニッセイアセットマネジメント	https://www.nam.co.jp/company/responsibleinvestor/report.html#voting
野村アセットマネジメント	http://www.nomura-am.co.jp/special/esg/responsibility_investment/vote.html
ピクテ・ジャパン	https://www.pictet.co.jp/company/policy/proxy_voting_results
フィデリティ投信	https://www.fidelity.co.jp/about-fidelity/policies/investment/voting
三井住友信託銀行	https://www.smtb.jp/business/instrument/voting/voting_right.html
三井住友DSアセットマネジメント	https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/
三菱UFJ信託銀行	https://www.tr.mufg.jp/houjin/iutaku/about_stewardship.html
りそな銀行	https://www.resonabank.co.jp/nenkin/sisan/giketu/

令和4年12月21日現在